

第21期第14回山口県内水面漁場管理委員会
議 事 録

令和6年11月28日

山口県内水面漁場管理委員会

第21期第14回山口県内水面漁場管理委員会議事録

- 1 開催日時 令和6年11月28日(木) 午前13時52分～
- 2 開催場所 山口市滝町1番1号 山口県庁10階 漁業調整委員会室
- 3 招集者 山口県内水面漁場管理委員会会長 酒井 治己
- 4 開催通知を 令和6年11月20日(水)
発した日
- 5 通知した議題
 - (1)議題
 - 第1号議案 山口県漁業調整規則の一部改正について(諮問)
 - 第2号議案 増殖目標量の考え方について
 - 第3号議案 令和7年の増殖目標量について
 - (2)その他(報告事項)
 - ア 令和6年度全国内水面漁場管理委員会連合会研修会の結果について
 - イ 令和7年度提案項目における重点課題について
 - ウ 令和6年度全国内水面漁場管理委員会連合会西日本ブロック協議会の結果について
- 6 出席者
(委員:8名)
酒井 治己、米村 義信、村田 初、吉岡 貞範、板垣 幸男、品川 石和、山本 美子、渡邊 毅
(県及び事務局)
農林水産部水産振興課
漁業調整取締班
主査 吉中 強
主査 枝廣 直樹
岩国・柳井・周南農林水産事務所 主査 土井 健一
山口・美祢農林水産事務所 主査 田中 全
萩・長門農林水産事務所 主査 松永 善文
下関水産振興局 主査 神尾 豊
山口県内水面漁場管理委員会事務局 事務局長 向井 秀
書記 中元 佑香
書記 大谷 拓也
- 7 付議事項及び審議結果

(1) 議案

第1号議案 山口県漁業調整規則の一部改正について（諮問）

【結果】特に異議はない旨、知事に答申することとした。

第2号議案 増殖目標量の考え方について

【結果】あゆの種苗について、10gを超える種苗を放流する場合に、令和5年までは、15gを超える種苗を放流する場合は、増殖行為として認めないとしていたが、令和6年と同様に引き続き15gを超えても増殖行為として認めることとした。ただし、20gを超える種苗を放流する場合については、増殖行為として認めないこととした。

第3号議案 令和7年の増殖目標量について

【結果】令和7年の増殖目標量を決定した。

(2) その他（報告事項）

ア 令和6年度全国内水面漁場管理委員会連合会研修会の結果について
事務局から報告を受けた。

イ 令和7年度提案項目における重点課題について
事務局から報告を受けた。

ウ 令和6年度全国内水面漁場管理委員会連合会西日本ブロック協議会の結果について
事務局から報告を受けた。

8 傍聴人 なし

9 審議の概要

向井事務局長 定刻より若干早いようですが、本日出席予定の委員さんが全員お揃いですので、ただ今から、第21期第14回山口県内水面漁場管理委員会を開催いたします。

本日は、委員10名中、8名のご出席をいただいておりますので、漁業法第145条の規定により、委員会が成立しておりますことをご報告いたします。

議事に入ります前に会長からご挨拶をお願いいたします。

酒井会長 本日は、大変ご多忙の中、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本日の委員会は議題が3件、漁業調整規則の一部改正に係る議題及び増殖目標量に関する議題となっております。委員の皆様方の慎重なご審議をお願いし、簡単ではありますが、私の挨拶とさせていただきます。本日はよろしく申し上げます。

向井事務局長 それでは、議事に入ります前に資料の訂正をお願いいたします。本日の出

席予定者に渡邊委員が漏れておりましたので、訂正をお願いします。

それでは議事に入りたいと思いますが、当内水面漁場管理委員会の議長は、同委員会運営規程第4条第2項の規定に基づき「会議の議長は、会長をもって充てる」こととなっておりますので、以後の進行は酒井会長にお願い致します。

酒井会長

議事に先立ち、まずは議事録署名人を指名いたします。

今回は、板垣委員と品川委員にお願いします。

では議事に入ります。第1号議案「山口県漁業調整規則の一部改正について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

中元書記

事務局書記の中元です。

資料の1ページをお開きください。

第1号議案について、令和6年11月15日付で、山口県知事から当内水面会長あてに諮問がなされています。

説明については、水産振興課からお願いします。

水産振興課
吉中主査

水産振興課の吉中と申します。座って説明させていただきます。

お手元の資料のですね、2ページの方、お開きください。

この度の改正につきましては、漁業法のですね、改正等に伴う、全国一律のですね、改正という形になっております。で、以下に改正理由等を書いておりますので、説明させていただきたいと思います。

まず、改正理由のところのですね、(1)ということで、1つ目がですね、漁業法の一部改正に伴う所要の改正ということで、(1)の下の方のですね、下から4行目ぐらいのところからですね、当該改正規定の内容はという形で書いておりますけど、ちょっと内水面の方には馴染みはないんですけど、衛星船位測定送信機ということで、位置情報とかですね、送信する機械なりを備え付けなさいというような命令等をですね、受けた人につきましては、通信の妨害をしたりですね、設置した機器の機能を損なうような行為をですね、してはいけないというのが漁業法上新たに規定をされまして、それに伴いまして、調整規則の方にもですね、同様の規定を追加するというのが1つ目でございます。

2つ目が、(2)で書いておりますけど、刑法等のですね、一部改正に伴う所要の改正ということで、刑法等の一部改正に伴いまして、今まで懲役とか禁錮という罰則がありましたけど、これが拘禁刑に変わるということで、それに伴いまして、調整規則の方にですね、罰則で懲役というところの罰則がございますので、その部分を拘禁刑というものに変えるという改正でございます。

で、3つ目がですね、文言の適正化ということで、両罰規定、下に※で書いておりますけど、内水面ではあまり馴染みはないと思いますけど、

例えば海面とかです、許可を受けた法人が違反をした場合に、実際に違反行為をした人は罰せられるんですけど、それが法人であればですね、法人も同じように罰しますよというのが両罰規定ということでございまして、この規定の対象となっている規定が調整規則にありまして、で、今、現状の書きぶりではですね、それが人なのか、法人なのか、ちょっと分かりにくい書き方をしているということで、今回そこに自然人って書いてますけど、人をですね、対象にしますということを明確にするということで、文言の明確化ということで適正化の方をする形としております。

で、実際どんなふうに改正をするかということで、すいません、資料の5ページの方、お開きください。

そちらの方にですね、改正案と現行ということで、上段の方が改正案という形になっています。5ページの方がですね、先ほど言いました漁業法の改正に伴いました所要の改正ということで、上段の2と書いてある下線を引っ張ってあるところですね、その文書を新たに、漁業調整規則の中にですね、盛り込むという形になっております。

で、2つ目がですね、6ページの方、お開きください。

こちらの方が、刑法等の改正に伴って懲役は拘禁刑に変えますということで、下段の方は、1行目の下の方にですね、懲役という書きぶりがございまして、これを、上段の方の2行目ですね、拘禁刑という言葉に変えるというのが1つです。

それと、先ほど言いました、人を対象にしてるっていうのをですね、明確化するというので、書きぶりの方をですね、上段の方に変更をするという形にしております。

それと、最後がですね、7ページの方、附則ということで書いておりますけど、この規則につきましては交付の日から施行すると。

ただですね、先ほど言いました懲役を拘禁刑に変えるっていうのは、刑法が改正されないとそれが施行できないということで、その刑法等の改正にかかる法律の施行が令和7年6月1日施行となっておりますので、その部分については令和7年の6月1日から施行しますよという形で書いております。で、経過措置ということで、先ほどの懲役を拘禁刑にする部分ですね、その部分でちょっと但し書きをですね、入れる必要がありますので、そういった文書を入れるという形になっております。

で、なお、改正案についてはですね、事前に水産庁さんなり、今回罰則の部分もございましたので、山口地検さんと県の法令の方にも協議をした上で、その辺の協議が整った上で今日出さしてもらっているというところがございます。

それでは、ご審議の方、よろしくお願いいたします。

酒井会長 はい。ただ今説明がありましたが、どなたかご意見、ご質問ございませんか。

-----質問等なし。-----

酒井会長 なんか改めて言われて、懲役なんていう言葉が残ってたんだなと思います。

それを適正にということなんだろうと思います。

ご意見等なければ、特に異議ないとの答申をすることよろしいですか。

-----異議なしの声-----

酒井会長 異議なしと認めます。第 1 号議案については、特に異議はない旨の答申をすることとします。

次、第 2 号議案「増殖目標量の考え方について」を上程いたします。

事務局から説明お願いします。

吉中主査 引き続き吉中の方から説明させていただきます。座って説明させてい
(書記とし てください。資料の方は 9 ページの方、お開きください。
て説明) そこにですね、増殖目標量の考え方案ということで書かしてもらって

おります。表になっておりますが、で、うなぎから下についてはですね、変更はございません。

で、あゆの部分についてですね、変更部分がございますので、この部分について特出ししてご説明させていただこうと思います。

10 ページをお開きください。

あゆの大型種苗、10 g を超える種苗の放流につきましては、昨年度、漁業権切り替えに伴うですね、ヒアリング等におきまして、漁協からですね、様々なサイズを放流して色々、試していきたいとの要望等もございましたので、10 g を超える種苗放流についても試験的に今年は増殖目標量に含めることとしようということでやってきております。

で、実際、今年ですね、そういう取扱いを試験的にやったということで、どういう結果だったのかということのところをまず説明をさせていただきたいと思います。

で、1 として、大型種苗放流実績についてという形で書かせてもらっております。実際に 10 g を超えた種苗を放流された漁協さんは 4 漁協あります。錦川上流漁協はですね、以前から 20 g サイズを、大きいやつを放流はされておりました。

あとは、三須漁協、佐波川漁協、樺野川漁協で、10 g を超えたものをですね、放流をされております。

で、三須漁協がですね、半分ぐらい、10gを超えた種苗に変えられて
ましたので、三須漁協の方ですね、聞き取りをさせてもらっております。

それが2に書いております。三須漁協については、あゆの種苗の半分
ぐらいですね、10g超の種苗に変更されたということで、地区によっ
ては、例年よりもですね、大きいあゆが釣れるので、大型種苗を放流し
たということで効果があつたんじゃないかと考えていると。

で、引き続き、この10gを超える種苗の放流についてですね、認め
る体制を維持して欲しいというような要望がございました。

そういったところを受けてですね、3ということで、じゃあ今年どう
いう取扱いにするかということで、すいません、今年というか令和7年
ですね、どういう取扱いにするかということで書かせてもらっておりま
す。

で、今年の状況等を踏まえまして、漁協さんの方からですね、この
10g超えの放流体制を維持して欲しいという要望もございましたし、
あと、この放流効果がどうなのかっていうところはですね、年によって
良い、悪いっていうのもやっぱあると思いますんで、複数年の取り組み
も必要だろうというところで、令和7年につきましても、この10gを
超える種苗放流について試験的に増殖目標量に含めるということでやら
してもらえたらと考えております。

それと、あとですね、今年については大きさの制限は特に入れてなか
ったんですけど、そこの制限がなかった場合にですね、例えば小型の成
魚のサイズをですね、大型種苗となりかねないというところで、ある程
度ここまでのサイズっていうのがあった方がいいだろうというところ
で、現状、錦川上流さんの方が20gを放流されていますので、この現
状の最大の種苗サイズを上限という形でやらしてもらえたらという風に
考えております。

その辺を踏まえてですね、11ページの方に特出しで表を作ってお
りますけど、主に変わったところについて、下線を引っ張っているところ
ということで、まず大きさの上限を設定するというので、ただし、と
いうことで、10gを超える種苗を放流する場合の種苗は20g以下と
すること、これがまず1つ変更点としてあります。

それと、あとは大型10g超えの種苗を増殖目標量に含めるというの
は、令和6年の試験的な取り組みということでやってみましたけど、令
和7年も引き続きその取り組みをやっていきましようということで、
10gを超える種苗の取扱いの部分は、今年と同様な形で取扱いをさせ
ていただきたいという風に考えております。

説明の方は以上になります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

酒井会長

ただ今の説明にどなたかご意見等ございませんでしょうか。

酒井会長 よろしいですかね。では、第2号議案について説明の様な取扱いとすることよろしいでしょうかね。

第2号議案についてはそのようにします。

次に、第3号議案、「令和7年の増殖目標量について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

大谷書記 事務局の大谷です。座って説明させていただきます。

第3号議案、令和7年の増殖目標量について説明させていただきます。

これは、例年この時期に毎年諮っていただいているものになります。

おさらいになりますが、内水面の第5種共同漁業権は、漁業権者たる漁協が資源の増殖と漁場の維持管理を通じて内水面の資源価値を高めることと引き換えに免許されているものでございます。

このため、漁業権者が計画的に資源の増大、拡大的増殖を行う必要があることから、毎年、内水面漁場管理委員会が増殖目標量を示しているものでございます。

具体的な目標量は、増殖行為を行う上で基本的な考え方を示した増殖目標量の考え方に基づき、内水面漁場計画要望時に漁協から提出された今後10年間の増殖計画に、委員会が調査した各漁業権者の翌年の放流等の計画数量を基礎として決定しているものです。続いて、13ページに移ります。

令和6年の増殖目標量の達成状況についてです。

あゆに関してですが、1つの漁協で増殖目標量を満たしていないという状況になっております。

未達成だった漁協は玖北漁協です。

放流用種苗のあゆが2週間遅れで入荷したことに加え、あゆの成長速度が遅かったため、増殖目標量を達成できなかったものとなっております。

下の表に示しております通り、増殖目標量2,070kgに対し、増殖実績が2,050kgとなっており、20kg不足しているという形となっております。

続いて2番目です。うなぎに関してですが、全ての漁協で増殖目標量を達成しております。

続いて3番目、ますについてですが、全ての漁協で増殖目標量を達成しております。

4番目、もくずがにですが、1つの漁協で増殖目標量が未達成の状況となっております。

佐波川漁協で未達成の状況となっております。理由としましては、栽培公社の種苗生産不調により放流を行うことができなかったものです。

下の表に示しております通り、増殖目標量3万尾に対して増殖実績が2.3万尾、0.7万尾足りないという形となっております。

続いて、ふなについてです。ふなについては、全ての漁協で増殖目標を達成しております。

令和4年から令和6年の間で増殖目標量を設定しており、今回、令和6年が最終年で全て増殖目標を達成しております。

続いて、はやについてです。はやは3つの漁協で増殖目標量に達成していない形となっております。

未達成漁協の1つ目、三須漁協です。菅野ダムからの放水により川の水位が上昇したため、産卵場造成を予定箇所へ立ち入ることができず、実施できなかったものです。

次に錦川上流漁協です。未達成の理由としましては、産卵場造成を行う機会を作れずに実施できなかったということです。

続いて、島田川内水面漁協が未達成という状況になっております。平成30年の豪雨災害における災害復旧工事で産卵場造成予定箇所に立ち入ることができないため、実施できなかったものとなっております。

増殖目標量未達成漁協に対する対応案としましては、あゆに関しては玖北漁協が20kg未達成ではありましたが、あゆの成長が遅く、また入荷のタイミングが遅かったという止むを得ない理由でございますので、指導文書は発出しない方向で考えております。

続いて、もくずがにについてです。もくずがにについては佐波川漁協が未達成ですが、栽培公社の生産不調によるものであり、止むを得ない理由があることから、指導文書の発出は見送ることとしております。

続いて、はやについてです。

内共第2号、三須漁協については、菅野ダムからの放水により川の水位が上昇し、はやの産卵場造成予定箇所に立ち入ることができなかったものであり、止むを得ない理由があることから、指導文書の発出は見送ることとします。

続いて、内共第4号、錦川上流漁協については、指導文書を発出する方向で準備しております。

内共第5号、島田川内水面漁協については、災害復旧対応が続いており、はやの産卵場造成予定箇所に立ち入ることができなかったものであり、止むを得ない部分もあることから、指導文書の発出は見送ることとしております。

こいについては、コイヘルペスウイルス病蔓延防止の観点から、増殖目標量は示しておりません。

続いて、15ページをお開きください。

15ページには、令和4年から令和6年のあゆの増殖実績を載せております。

未達成である玖北漁協さんのところに印をつけさせていただいており

ます。

続いて、16ページをお開きください。

令和4年から令和6年のあゆ以外の増殖実績を載せております。もくずがにの佐波川漁協、はやの三須漁協、錦川上流漁協と島田川内水面漁協のところに印をさせていただいています。

次に、17ページに移ります。令和7年度の増殖目標量案についてです。18ページをお開きください。

令和7年のあゆの増殖目標量案を記載しております。

左から、令和6年の増殖目標量、真ん中が令和7年の各漁協の増殖計画で、一番右側は令和7年の増殖目標量を記載しております。

令和6年の増殖目標量と令和7年の増殖目標量に大きな違いはありませんが、深川川漁協さんの方をご覧ください。

深川川漁協の令和6年の増殖目標量ですが、種苗放流が105kg、放流以外で45kgという風に設定されておりますが、令和7年の増殖計画の中で、種苗放流150kg、産卵場造成による換算重量37.5kgとして計画を提出されており、種苗放流を増やして産卵場造成の面積を減らす方向で増殖計画が出てきております。

そのため、令和7年の増殖目標量につきましては、これに準じた形で種苗放流を増やして種苗放流以外の目標量を減らす形で作成しております。

続いて、19ページをお開きください。令和7年増殖目標量について、まずについて記載をしております。

左から令和6年増殖目標量、真ん中が令和7年増殖計画、右側は令和7年増殖目標量となっております。

こちらは、令和6年の増殖目標量と令和7年増殖目標量は同じものとなっております、変更はありません。

次に20ページを開きください。令和7年の増殖目標量について、あゆとます以外について記載しております。

こちら、それぞれ、左から令和6年の増殖目標量と令和7年の増殖計画、右側に令和7年の増殖目標量を記載しております。

令和6年の増殖目標量と令和7年の増殖目標量に変更はありません。

ふなに関しましては、令和4年から6年の3年間で増殖目標量が設定されておりましたが、令和4年から6年が終了いたしましたので、令和7年から令和9年の間で増殖目標を設定しております。

説明は以上になります。

酒井会長

ただ今の説明でどなたかご意見等ございますでしょうか、

吉中主査

会長。すいません。ちょっと1点、ちょっと修正をお願いしたいと思います。14ページを開いてください。

はやについてなんですけど、すいません、ちょっとこちらの方のミスがございまして、島田川さんの方についてはですね、令和6年4月の漁業権切替で、はやの方はですね、もう漁業権として免許をしておりますので、産卵場造成する必要がなかったということで、すいません、ここの分については書く必要がなかったということで、削除の方をお願いできたらと思います。

酒井会長 島田川さんについて、はやを削除ということです。それも含めて、ご質問等ございませんか。

-----質問等なし。-----

酒井会長 特段ご意見等なければ、3号議案についても原案の通りで増殖目標量を示すこととしてよろしいでしょうか。

-----異議なしの声-----

酒井会長 第3号議案については原案通り指示することとします。
本日の議題は以上です。続いて、報告事項に移ります。
「令和6年度全国内水面漁場管理委員会連合会研修会の結果について」事務局よりご報告をお願いします。

大谷書記 はい、事務局の大谷です。引き続き説明をさせていただきます。21ページをお開きください。

令和6年度全国内水面漁場管理委員会連合会研修会の結果についてご報告いたします。

開催日時は、令和6年10月4日、開催場所はTKPガーデンシティPREMIUM秋葉原で開催されております。

この研修会はWEB併用可能ということでしたので、山口県は県庁にてWEB参加をいたしております。

出席者に関しては、全国の内水面漁場管理委員、事務局等約180名が出席しております。本県からは、米村副会長、岩本委員、村田委員、吉岡委員、板垣委員、山本委員、船崎委員に出席いただいております。

研修の内容に関しましては、国立研究開発法人水産研究・教育機構水産技術研究所の坪井主任研究員により、「赤字にならない！アユ漁場づくり」について講演がされております。

続いて、長野県水産試験場の小松研究員より、「放流に頼らない増殖－志賀高原雑魚川の事例紹介」について講演がなされております。

報告は以上です。

酒井会長

どなたかご質問等ございませんか。

-----質問なし。-----

酒井会長

じゃあ、続いて、報告事項２「令和７年度提案項目における重点課題について」事務局より報告願います。

大谷書記

事務局の大谷です。引き続き説明させていただきます。令和７年度提案項目における重点課題についてご報告いたします。

経緯につきましては、例年、全国内水面漁場管理委員会連合会が中央省庁に行っている提案行動で、提案項目は７項目あり、それら小項目の合計は２６項目と多く、提案内容も固定化しております。

このため、令和６年８月２３日に開催された全国内水面漁場管理委員会連合会第１回漁場対策検討会において、令和７年度の提案行動では、特に優先的に解決を望む課題を重点課題として、より強く要望することが決定されております。

資料につけさせていただいております冊子があるんですが、これが令和６年度提案項目及び令和６年度の提案行動における中央省庁の回答となっております。

さらに、令和６年度に行われた提案行動に対して、中央省庁の回答を踏まえて令和７年度提案行動の素案が示されております。こちら、まだ８月２３日現在のもので、これからまた新たに變更されていくものでございます。

続いて、重点課題の抽出方法についてです。

要望項目において、各都道府県で重点課題の抽出を行い、全国の内水面漁場管理委員会連合会のブロック協議会で取りまとめた後、全国の内水面漁場管理委員会連合会で協議し、選定していくこととなっております。

本県での重点課題の抽出に移ります。各内水面漁協に調査を依頼した提案項目に関わるアンケート調査等を基に事務局で重点課題を抽出しました。

提出までの期間が短かったことから、事務局で回答案を作成し、酒井会長と協議した上で西日本ブロックに提出しております。

これは、こちらにつけさせていただいております令和７年度提案項目における重点課題についてというＡ４の１枚紙、こちらを西日本ブロックの方に提出させていただいております。

続いて、４番の重点課題についてに移ります。令和６年１１月１１日に行われた令和６年度全国の内水面漁場管理委員会西日本ブロック協議会において、中国、四国、九州地方の各県の重点課題を集計し、各ブロックの集計結果等を基に、全国内水面漁場管理委員会連合会第２回漁場

対策検討会の中で議論されることとなっております。

報告は以上です。

酒井会長 ありがとうございます。ただ、今のご報告について、どなたかご質問等ございませんでしょうか。

-----質問等なし。-----

酒井会長 よろしいですかね。じゃあ、次、報告事項3、「令和6年度全国内水面漁場管理委員会連合会西日本ブロック協議会の結果について」事務局よりご報告をお願いします。

大谷書記 はい、事務局の大谷です。引き続き説明させていただきます。
令和6年度全国内水面漁場管理委員会連合会西日本ブロック協議会の結果についてご報告します。

開催日は、令和6年11月11日に協議会が行われ、令和6年11月12日に現地視察が行われております。

開催場所は、島根県松江市のニューアーバンホテルで開催されております。

現地視察につきましては、宍道湖のしじみ漁、島根県水産技術センター浅海部内水面科、あと、出雲大社での視察を行っております。

出席者につきましては、本県からは酒井会長と事務局の私が出席いたしております。

続いて、議事についてです。第1号議案「令和7年度中央省庁提案項目について」です。

提案内容に対する沖縄県さんから意見がありましたものを西日本ブロック協議会の意見として全国内水面漁場管理委員会連合会に提出をいたしております。

続いて、西日本ブロックで取りまとめた、先ほど説明いたしました令和7年度提案項目の素案に関わる重点課題について取りまとめが行われて、全内漁管連に提出することとなりました。

続いて、第2号議案「次期役員県の役職について」です。

これにつきましては、次の通り決定されております。令和7年5月から令和7年9月の2年間は、鹿児島県が会長県、副会長が長崎県、理事が愛媛県、監事が島根県となっております。

令和9年5月から令和11年5月までは、会長が長崎県、副会長が愛媛県、理事が鹿児島県、監事が島根県となっております。

続いて、第3号議案「次期開催県について」ですが、令和7年度は、佐賀県で西日本ブロック会議が開催されることが決定いたしております。

続いて、公演についてです。水産庁鵜沢課長補佐より、都道府県の漁業調整規則の改正について講演がなされております。

続いて、24ページについてです。

島根大学生物資源科学部生命科学科 高原教授より、環境DNAを用いた水生生物の分布推定と資源量予測に関する研究の講演がなされております。

続いて、現地視察についてです。現地視察では、宍道湖で行われているジョレンを用いたシジミ漁の視察が行われました。

また、島根県水産技術センター内水面浅海部内水面科で、宍道湖におけるヤマトシジミの資源管理、あゆ種苗生産施設、あゆ資源管理についての説明の後、施設の視察等を行っております。

報告は以上になります。

酒井会長

ただ今の報告でどなたかご質問ありませんでしょうか。

ちなみにちょうど出雲は神在月で、観光客もすごかったですね。

あと私が面白いなと思ったのは、島根大学の先生の環境DNAを用いた動植物の分布です。

これ、しじみの分布とおおよその資源量がその水を取って調べるだけでわかるやつですね。それなりに特殊な技術っていうか、丁寧な技術が必要なんではしょうけども、例えば河川に放流したが今どれくらいいるかってのも、もしかしたら数えないで 水を調査するだけで可能になるかもしれない。これからますます発展が望まれるような技術だと思います。

何かご質問ございませんか。

米村副会長

山口大学でもそれをやっていますよね。

酒井会長

全国で、大体それやっていますね。

先日ちょっとその、ご説明していただいたこの高原教授って方が、むしろ生き物、魚、しじみをほとんど知らない、それが今後もしかしたら困った事態になったりするかなって思いました。

やっぱり魚屋さんっていうか、ちゃんと魚知った人がこういう技術を持ってやるならいいんですけど、という懸念を覚えましたね。今後ますます技術は高まってくると思うんで---

品川委員

会長、いいですか。はい。ちょっとお伺いしたいことがあったんですけど、事務局に。

実は、これは内水面漁場管理委員会には関係ないかもしれないのですが、県の河川の水質調査というのをされとるのかどうかっちゃうのをお伺いしたいんです。

その、うちの田万川の河川はすごい田舎なんで、合併浄化槽の設置が

すごく多いんですよ。で、それから出るのかどうか分からないんですけど、ちょっと水質が、放流するあゆとかやまめとかに合わんような感じがするんですけども、水質調査はされてるのかどうか、ちょっとお伺いしたい。

後、もう1点、この第2号議案のあゆの放流の大きさなんですけど、放流のあゆの値段が5月10日より前と10日以降では値段が違うんで、うちは10日以降の安い方、500円安くなるんですが、で、やっぱり種苗が大きくなってるので、以前は4月に放流してて小さかったんですが、大きいのを放流するとやっぱり生存率は高いっちゃうことで、私もこの動きのにはすごい賛成なんで、ぜひやっていただきたいと思うんで。

その2件なんですけど

酒井会長 ということですが。

吉中主査 すいません、ちょっと水質調査の方についてはですね、ちょっと私の方も、ちょっとどこが、環境生活部とかその辺がもしかしたらやってるのかもしれないんですけど、ちょっと詳細、私の方ちょっと把握しておりませんので、ちょっとその辺ができるかどうかもちょうとよく分からないんですけど。情報の方はちょっと取って行きたいと思います。

品川委員 はい。それから、そのあゆが生き残れるとかね、冷水病とかそういうことにしついで 研究というか調査されるんだったら、水質調査もされた方がいいんじゃないかなという、これは私の意見なんですけ、というところです。

吉中主査 2点目のあゆの大型の部分ですね。これは引き続きですね、令和7年も試験的に増殖目標量に含めていくということで、また結果を見ながらですね、検討の方は引き続きさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

酒井会長 はい、ありがとうございます。水質については、どこがやるかってのは県の中である程度決まってると思うんですけどね。

水産、内水面からしても、それを連携してやってほしいとね、そういうことですよ。はい。だから、そういう情報は使えば使っていただきたいですね。

米村副会長 あゆの場合はAAとかですね、Aとか、その結果というのが確か県の方から出たと思うんですけども。

吉中主査 すいません。ちょっと私、その辺の、ちょっと結果とかですね、状況、すいません、ちょっと把握をしておりますので、その辺もちょっと、そういったデータがあるのかどうかとかも確認はしてみたいと思います。で、またその辺踏まえてですね、品川委員さんの方にはですね、お話の方ですね、させてもらえたらと思います。

酒井会長 はい。じゃあ、よろしくお願いします。あゆのサイズについては、前は大型の種苗を放流した場合は0.5掛けしてた。

そうすると、大きいやつを放流すればするほど匹数を放流しないといけないことになります。

それはなくなったんで、私もよかったなと思ってね。

米村副会長 そう、それ以前ね、中村さんが組合長の時、うちは数をたくさん入れたいという希望がありました。

品川委員 あったんですけど、その大きいのを入れる方が生存率が高いですね。はい、どうしても。

米村副会長 そういうことで、今言われたように、匹数がどうしても少なくなるということになると思いますけれども。

酒井会長 生存率が良ければね、匹数減らしても大丈夫だと思います。

はい。随分前の会長さんですけどね。やっぱり匹数じゃろとよく主張する方がおられました。

そういうのを解消されてよかったなと私も思ってるんですけど。はい。

じゃあ、その辺は様子を見ながら継続するということなので。

はい。他にございませんか。では、本日の委員会はこれで全て終了ということで、終わりたいと思います。慎重なご審議、ありがとうございました。

(15 : 35 終了)

上記のとおり第21期第14回山口県内水面漁場管理委員会の議事の経過及びその結果を明確にするために、この議事録を作成し議長及び出席委員2名が署名押印した。

令和 年 月 日

議 長

議事録署名人

議事録署名人